

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. **企業間の連携** 協力会社との定期的な意見交換会を通じた連携強化を図り、新工法や新技術の開発に関するオープンイノベーションを推進します。また、後継者不在に悩む協力会社の事業承継を支援します。

b. **IT 実装支援** BIM/CIM の導入・活用を支援し、設計・施工情報の共有による生産性向上を目指します。また、共通 EDI の導入による受発注業務の電子化や、サイバーセキュリティに関する情報提供・対策支援を行います。

c. **専門人材マッチング** 協力会社における若手技能者や多能工の育成を支援するとともに、専門性の高い工事に対応できる協力会社とのマッチングを促進します。

d. **グリーン化の取組** 環境負荷の少ない資材の利用（グリーン調達）を推進し、サプライチェーン全体での脱炭素化を目指します。また、建設現場における省エネルギー対策や CO₂ 排出量削減に協力して取り組みます。

e. **健康経営に関する取組** 協力会社の安全衛生水準の向上を支援し、安全パトロールの合同実施やヒヤリハット情報の共有を行います。また、協力会社の従業員の皆様も含めた健康診断の受診勧奨や、熱中症対策等の健康増進施策を共同で実施します。

2. 「進行基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

- ① **価格決定方法** 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

- ・②手形などの支払条件 下請代金は現金で支払います。
- ・③知的財産・ノウハウ 「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。
- ・④働き方改革等に伴うしわ寄せ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和7年7月4日

有限会社創友

企 業 名

取締役 武永 佳佑

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。